

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する件 新旧対照条文  
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（結核回復者の範囲）            第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者（経過観察を必要としないと認められる者を除く。）その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。</p> <p>（結核登録票の記載事項）            第二十七条の八 法第五十三条の十二第三項に規定する結核登録票に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名</p> <p>四 結核患者については、その病名、病状、抗酸菌培養検査及び薬剤感受性検査の結果並びに現に医療を受けていることの有無</p> <p>五 結核患者又は結核回復者に対して保健所がとつた措置の概要</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（結核回復者の範囲）            第二十七条の七 法第五十三条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める結核回復者は、結核医療を必要としないと認められてから二年以内の者その他結核再発のおそれが著しいと認められる者とする。</p> <p>（結核登録票の記載事項）            第二十七条の八 法第五十三条の十二第三項に規定する結核登録票に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 登録年月日及び登録番号</p> <p>二 結核患者又は結核回復者の住所、氏名、生年月日、性別、職業並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>三 届け出た医師の住所（病院又は診療所で診療に従事する医師については、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名</p> <p>四 結核患者については、その病名、病状、薬剤感受性検査の結果及び現に医療を受けていることの有無</p> <p>五 結核患者又は結核回復者に対して保健所がとつた措置の概要</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、生活環境その他結核患者又は結核回復者の指導上必要と認める事項</p> <p>2・3（略）</p>